

(その 88) 長年の疲労で腰痛に生活保護は「最後の命綱」(2013.01)

11月下旬、川崎区に住むM・Sさん夫婦(別姓)は軽トラックで家庭電気店の下請け仕事をしていましたが、景気が極端に悪くなり品物が全く動かずガソリン代も稼げなくなりました。

貯金を取り崩しながら必死に頑張ってきましたが、ヘルニアで腰が痛く仕事が出来なくなり、生活保護受給を申請したいという相談でした。

所長が川崎福祉事務所に同行し生活保護の申請に立ち会いました。69歳の夫婦で19年前お互いに再婚したのですが、奥さんが住所変更していなかったため住所が職権消除(注)され、住民票がなく戸籍の付表から住所を探し出し住民票を作制し住所移動することが出来ました。

廃業するため軽トラックの廃車届と駐車場の解約証明書を提出した時点で生活保護受給申請の相談が始まりました。その時貯金額はわずかしかなかった。

調査の結果、2人の子供さんも家庭を持ち子育て真最中で親の支援は出来ないことも判明し12月中旬に生活保護が開始されました。

M・Sさんは「相談センターのおかげで何とか暮らせるようになり病院に行って腰の治療も受けることが出来ました」「本当にありがとうございました」とお礼に見えました。

(注) 職権消除とは

住所を移動し変更届けを出さずに5年間経つと、選挙ハガキを出しても居住者不在で返送されますので、市が職権で住民票を消除し、本籍の所に付表として残すことをいいます。